

名古屋市科学館処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市教育委員会教育長 杉 浦 弘 昌

名古屋市教育委員会規則第 3 号

名古屋市科学館処務規則の一部を改正する規則

名古屋市科学館処務規則（昭和55年名古屋市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
(組織) 第 3 条 科学館に次の組織を置く。 (略) <u>担当課長（科学館の魅力向上）</u> (略)	(組織) 第 3 条 科学館に次の組織を置く。 (略) (略)
第 4 条 科学館の分掌事務及び担当課長の 分担事項は、次のとおりとする。 (略) <u>担当課長（科学館の魅力向上）</u> <u>(1) 科学館の魅力向上の推進に関するこ</u> <u>と。</u>	第 4 条 科学館の分掌事務及び担当課長の 分担事項は、次のとおりとする。 (略)

(略)	(略)
2 (略)	2 (略)

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。